



**JASDAQ**

平成 24 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社NFKホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 関口 陽介  
(JASDAQ・コード6494)  
問合せ先 役職・氏名 取締役 古池 政巳  
電話 045-575-8000

## (開示事項の経過報告) 調査委員会最終報告書受領のお知らせ

当社は、平成22年9月16日付「調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせのとおり、企業コンプライアンスの確立に向け、当社監査役3名による内部調査委員会ならびに当社と利害関係のない外部の専門家3名(弁護士2名、公認会計士1名)による外部調査委員会を設置して過去の事案について調査してまいりました。

同調査委員会は第1回目の中間報告を平成23年2月に実施(平成23年2月18日付「(開示事項の経過報告) 調査委員会中間報告書受領のお知らせ」)、続いて第2回目の中間報告を平成23年5月に実施しており、当社は当該第2回中間報告書を受け、平成23年6月13日付「当社元役員に対する損害賠償請求に関するお知らせ」および、平成23年9月14日付「訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせのとおり、平成22年3月期決算において特別損失計上に至った匿名組合契約の決議に係わった取締役・監査役全員に対し、当社が被った1億4千万円の損害について損害賠償請求訴訟の提起をしております。

その後も継続して調査委員会を開催し、平成20年3月期における連結子会社に関する損失の件について調査・検討などを行ってまいりましたが、各取締役について、善管注意義務違反等に判断される事実が見当たらないことなどから、今般、調査委員会を終了する旨の最終報告が行われ、当社は当該報告書を受領いたしました。

調査委員会からの最終報告書につきましては別紙のとおりでございます。(添付の調査報告書は、調査委員会が当社に提出した調査報告書の個人名を記号化する等の修正を行っております。)

なお、前述の損害賠償請求訴訟につきましては、現在係争中となっておりますので、進展がありしだい、お知らせいたします。

以上

## 調査委員会 最終報告書

平成 24 年 5 月 14 日

株式会社NFKホールディングス 御中

## 調査委員会

外部調査委員 武内 秀明

同 阿部 海輔

同 高石 哲

内部調査委員 岡崎 稔

同 笹原 信輔

同 辻 高史

当委員会の調査につき、次のとおり報告します。

## 記

## 第 1 平成 20 年 3 月期における連結子会社に関する損失の件

株主より質問のあった点を中心に、下記の点を調査対象とした。当委員会の収集し得た資料の範囲では、次のとおりの事実が認められ、また次のとおり判断される。

## 1 株式会社ファーネストに関する損失

株式会社ファーネスト（以下「ファーネスト」という）に関して、NFKは、①平成 20 年 3 月に同社株式を譲渡したことによる株式売却損 1 億円及び②同年 10 月にファーネストに対する長期貸付金債権（1 億 4 2 0 0 万円）を第三者に 1 0 0 万円で売却したことによる 1 億 4 1 0 0 万円の損害を生じている。

上記株式売却及び債権譲渡がなされた原因は、ファーネストが平成 20 年 3 月期に 2 億 1 7 0 0 万円の損失を計上して大幅な債務超過に陥ったことにあるが、当該損失発生の主たる原因は、同期に受注した加熱炉及び関連設備受注工事で発生した大幅な赤字（1 億 6 3 0 0 万円）にある。

当該赤字発生の主たる原因は、①相場としては 6 億円ないし 7 億円程度での受注が一般と思われる契約であったところ、受注高・売上高確保を優先して 5 億円で受注したが（海外調達を利用

することにより、見込利益5000万円)、②中国企業に外注した製作物の品質が、注文と寸法が異なるなど極めて不十分であったことから、製作物の修正・入替に追加費用を要したほか、据付作業期間も短縮せざるを得なくなり、夜間工事等を行ったために外注工事費が相当増大したことにある。

この点に関するNFK-HD取締役の善管注意義務違反の有無について、まず、上記行為を行ったのは直接的にはファーネストの取締役らであり、直ちにNFK-HD取締役の責任を生ずるものではないが、上記①については、このような判断も経営判断として一応の妥当性を有すること考えられること、上記②については、外注先中国企業から要求仕様を満たさない不良製作物が納品されるという異常な出来事によって発生したものであり、ファーネスト取締役・NFK-HD取締役のいずれについても過失があったということはできないことから、いずれにしても、NFK-HD取締役に善管注意義務違反があったとはいえないものと判断される。

## 2 株式会社ユニバーサルハウジングに関する損失

NFK-HDは、平成21年9月4日、東京地方裁判所に対し、当時の代表取締役であるT氏を被告として、取締役ないし代表取締役としての在任期間中に善管注意義務及び忠実義務に反してNFK-HDに損害を与えたとして、8億6100万円の損害賠償請求訴訟を提起した(ただし、T氏からの損害賠償請求訴訟に対する反訴請求として提起したもの)。

上記請求額のうち1億円は、株式会社ユニバーサルハウジング(以下「ユニバーサルハウジング」という)の土地取引に係る損失についての請求である。

当該訴訟につき、東京地方裁判所は、平成23年1月27日、取締役の善管注意義務違反に該当する事実はないとして、NFK-HDの請求を棄却する判決をなし、NFK-HDはこれを不服として同年2月9日に控訴を提起した。

しかし、控訴審である東京高等裁判所においても、裁判所からは従前の審理経過を踏まえた上で強い職権和解勧告が再三に亘りなされたことから、NFK-HDは、平成23年12月7日、①T氏がNFK-HDに対して解決金100万円を支払う、②NFK-HD及びT氏は今後互いに相手方の名誉又は信用を毀損するような一切の言動及び行為をしないことを確約する、③本件に関し、NFK-HDとT氏との間には本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する、との内容でT氏と訴訟上の和解を成立させた。

以上を前提として判断するに、まず、上記和解条項③により、T氏に対し上記請求について更に請求を行うことは法的に不可能である。T氏以外の当時の取締役に対して当該請求を行うことは、法律上は可能であるが、上記訴訟において第一審だけでも1年以上にわたって審理が行われ、証人尋問も含めて主張立証が尽くされたのにもかかわらず、T氏について善管注意義務違反なしと判断された経緯に鑑みると、更に訴訟提起等を行ったとしても、これが認容される可能性は極めて小さいものと認められ、各取締役についても善管注意義務違反はないものと判断される。

上記請求以外の事項については、取締役その他の当時の関係者の大半がNFK-HDとの関係を断っていることから調査が極めて困難である上、株主その他の関係者からも具体的な不正行為等の指摘はないことから、本報告書をもって調査を打ち切るものとする。

## 第2 平成23年2月14日付中間報告書に係る修正事項等

当該中間報告書の提出後、金元取締役については、出入国証明書により、平成20年5月28日には日本国内に滞在しておらず、同日開催のNFK-HD取締役会に出席していない事実が確認された。

以上の点については、NFK-HD監査役において金元取締役を除く当時の取締役に対する責任追及訴訟を提起中であるので、当該訴訟において適宜審理判断されるものと解される。

その余の点については、現時点において当該中間報告書の記載を訂正すべき資料等は確認されていないので、同報告書のとおり最終報告する。

以上